

原子力損害賠償紛争解決センターの事務所を 全国各地に設置することを求める会長声明

2011年（平成23年）11月4日

大阪弁護士会
会長 中 本 和 洋

東日本大震災に伴う東京電力福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた人々への損害賠償問題を円滑、迅速、適正に解決するための機関として、原子力損害賠償紛争審査会のもとに原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「センター」という。）が設立され、2011年（平成23年）9月1日から申立ての受付けが開始されている。

今般の原子力発電所事故による被害が甚大かつ広範囲に及んでいることからして、その損害賠償にかかる紛争は、質、量ともに既存の紛争処理制度の能力を超えるものと考えられる。これら紛争を適切に解決し、早期被害救済を図るための新たな制度を構築することは、必要不可欠である。

その意味で、センターの設置は、原子力事故による被害者の救済のために必要な第一歩を踏み出したものと評価することができる。当会としてもこれを歓迎し、今後、センターがその設置目的に真に適う機関として運営されるよう強く望むとともに、そのために当会においてできる限りの協力を行う所存である。

ただ、センターの現状では、和解仲介手続を行う事務所が東京都港区及び福島県郡山市の2箇所にのみ設置されている。これは、組織体制上の不備であると言わざるを得ない。

今回の原子力発電所事故による被災者の避難先は、北海道から沖縄まで全国各地に広がっている。東日本大震災復興対策本部の10月26日付公表資料によると、岩手、宮城、福島の被災3県以外に居住する避難者の数は合計約6万8000人であり、このうち大阪府内に居住する避難者は1401人とされている。兵庫県及び京都府にもそれぞれ1000人以上の避難者が居住し、近畿2府4県における避難者は合計4000人を超えている。これら遠隔地へ避難

してきた人々の多くは、原子力発電所事故による放射性物質拡散の事態に遭遇し、放射能被害から逃れるため、従前の居住地から離れざるをえなくなった人々である。これら人々は、等しく東京電力に対する損害賠償請求にかかる問題に直面しており、事実、当会が被災者向けに継続的に実施してきている無料法律相談においても、東京電力への損害賠償請求に関する相談が相当数にのぼっている。

ところが、これら被災者がセンターにおける和解仲介手続を利用しようとするれば、前記の組織体制のもと、口頭審理期日が原則として東京または郡山のいずれかの事務所で開かれることとされているため、被災者は口頭審理期日のために東京都または福島県郡山市に出向かなければならない（例外的に他の場所での開催あるいは電話等による方法も認めることができる旨の定めはある）。

遠隔地に避難している被災者がセンターによる和解仲介手続を希望する場合に、同手続利用のためには東京都もしくは福島県まで出向かなければならないとすることは、何らの責任もなく原子力発電所事故による被害を受けた人々への対応として、明らかに不当である。また、上記のとおり例外的に他の場所での開催あるいは電話による開催が認められるとしても、遠隔地避難者が前記のとおり多数に上る状況のもと、東京あるいは郡山の仲介委員が地元における業務と並行し例外的な取扱いとして事務処理を行うということで、迅速、適切な被害者救済を図ることができるとは到底考えられない。

原子力発電所事故にかかる損害賠償案件を円滑、迅速、適切に解決するというセンター設置の趣旨を実あらしめるためには、和解仲介手続を行う事務所の設置が東京、郡山の2箇所のみでは明らかに不十分である。全国各地に避難者が居住している現状に応じ、事務所も全国各地に広く設置する必要があり、近畿以西の避難者のためには少なくとも大阪にこれを設置することは不可欠である。

以上により、原子力発電所事故により被害を受け、全国各地に居住する人々にひとしく被害救済の手続を確保し、迅速、適正な被害回復を図るために、センターの和解仲介手続を行う事務所を広く全国各地に置くこと、少なくとも大阪府内にはぜひとも設置することを求める。

なお、このように事務所数を増加させた場合には、当会として、被害者救済のため、センターの運営にでき得る限りの協力を行う用意があることを申し添える。

以 上